

平成31年

第1回市議会定例会 議案第53号

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める
条例の一部改正について

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める
条例の一部を改正する条例

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（平
成25年函館市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「短期大学」の後ろに「（同法による専門職大
学の前期課程（以下この号ならびに次条第1項第2号、第4号および第
5号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒
業した後」の後ろに「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」
を加え、同項第8号中「または水道環境」を削る。

第5条第1項第2号中「卒業した後」の後ろに「（専門職大学前期課
程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業
した者」の後ろに「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」
を加え、同項第4号中「卒業した後」の後ろに「（専門職大学前期課
程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業し
た者」の後ろに「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を
加え、同項第5号中「卒業した者」の後ろに「（専門職大学前期課
程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）

第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第4条第1項第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道および工業用水道を選択したものとみなす。

(提案理由)

水道法施行令および水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者および水道技術管理者の資格に関する規定を整備するため